

三重県内の最低賃金

三重県最低賃金

時間額 **724** 円 (平成24年9月30日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

① 18歳未満又は65歳以上の者

② 雇い入れ後3月未満（「ガラス・同製品製造業」及び「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの

③ 主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者

また、派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額	788円	平成24年12月27日
三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金	日 額	5,907円	平成10年12月15日
	時間額	739円	
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	808円	平成24年12月27日
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	時間額	805円	平成24年12月27日
三重県一般機械器具製造業最低賃金	時間額	762円	平成15年12月15日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	793円	平成24年12月27日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	829円	平成24年12月27日

詳細については、三重労働局賃金室（TEL059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へお尋ねください。
三重労働局ホームページ(<http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)にも掲載しています。